

○京都府立大学共同研究取扱規程

(平成 21 年京都府立大学規程第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人京都府立大学（以下「本学」という。）と本学以外の機関（以下「外部機関等」という。）が共同研究を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共同研究 次に掲げるいずれかの研究

ア 本学において、外部機関等から研究者、研究経費等を受け入れて、本学の教職員等が当該外部機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究

イ 本学及び外部機関等において、共通の課題について分担して行うもので、本学が外部機関等から外部機関等の研究者、研究経費等を受け入れる研究

(2) 知的財産権 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める知的財産権

(3) 教職員等 学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他本学において京都府公立大学法人に雇用される者

(4) 研究担当者 共同研究を行う教職員等のうち、研究代表者以外の者

(5) 研究代表者 研究担当者のうち、研究計画を総括し研究の推進に関して責任を負う者

(6) 企業等共同研究者 本学の教職員等以外の者であって、外部機関等に在籍しながら本学において共同研究に従事する者

(7) 国等 国、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人等又は地方公共団体

(受入れの原則)

第 3 条 本学は、本学の主体性の下に推進することができ、かつ、外部機関等の研究者と共通の課題について共同又は分担して行うことにより優れた研究成果を期待できる研究について、共同研究として受け入れるものとする。

(共同研究の申請)

第 4 条 本学において共同研究をしようとする外部機関等は、研究代表者を通じて、共同研究承認申請書（別記第 1 号様式）を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教職員等が公募により採択を受けた国等との共同研究の場合にあつては、当該共同研究の採択通知書等の提出をもって共同研究の申請があり次条第 1 項の承認をしたものとみなす。

(共同研究の承認)

第 5 条 学長は、前条第 1 項の申請について共同研究を行うことが適当と認めたときは、これを承認するものとする。

2 前項の承認（前条第 2 項の場合を除く。次項において同じ。）に当たっては、あらかじめ産学公連携リエゾンオフィス規程（令和 3 年京都府立大学規程第 2 号）第 6 条に定める専門会議の審議を経るものとする。

3 学長は、第 1 項の承認をしたときは、その旨を遅滞なく外部機関等及び研究代表者に通知するものとする。

(契約の締結)

第 6 条 京都府公立大学法人は、前条第 1 項の承認があつたときは、外部機関等と共同研究契約を締結するものとする。

(企業等共同研究者の受入れ)

第7条 本学は、前条の共同研究契約に基づき、研究代表者の監督の下に、企業等共同研究者を受け入れることができる。

2 企業等共同研究者の知的財産権の取扱いは、第16条に定めるところによる。

(研究料)

第8条 本学は、企業等共同研究者に係る本学での共同研究に要する費用(以下「研究料」という。)を、当該企業等共同研究者が在籍する外部機関等に納付させるものとする。

2 研究料の額は別に定めるものとし、納付された研究料は返還しない。

(共同研究に要する経費)

第9条 外部機関等が負担する共同研究に要する経費(以下「研究経費」という。)は、研究を支援する者等の人件費、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料その他の当該共同研究の遂行に直接に必要な経費(以下「直接経費」という。)及び共同研究の実施に関連して必要となる経費(以下「産学公連携推進経費」という。)とする。

2 産学公連携推進経費の額は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。ただし、国等の公的機関との共同研究の場合であって、国等の予算において又は財政上の事情により産学公連携推進経費が確保されないときその他学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費の30パーセントに満たない額により定めることができる。

(施設・設備の供与)

第10条 本学は、その施設及び設備を、共同研究の用に供することができる。

(設備等の帰属)

第11条 共同研究において研究の必要上取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、外部機関等の同意を得て、外部機関等の所有する設備を無償で受け入れることができる。

(外部機関等における研究)

第12条 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究に従事する教職員等に外部機関等の施設において研究を行わせることができる。

(共同研究の中止又は変更)

第13条 研究代表者は、共同研究を中止しようとするとき又は事業期間、事業経費若しくは重要な事業の内容を変更する必要が生じたときは、共同研究中止・変更報告書(別記第2号様式)により、速やかに学長にその旨を報告するものとする。

2 前項の報告があった場合、学長は、やむを得ない理由があると認めるときは、外部機関等と協議の上、共同研究の中止又は変更を決定することができる。

3 学長は、前項の共同研究の中止又は変更を決定したときは、その旨を外部機関等に通知するものとする。

(共同研究の完了又は中止による研究経費等の取扱い)

第14条 共同研究を中止した場合に外部機関等が既に負担した額に不用額が生じたときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 共同研究を完了し又は中止したときは、第11条第2項の規定により受け入れた設備等を共同研究の完了又は中止の時点の状態で外部機関等に返還するものとする。この場合において、当該設備等の撤去又は返還に要する費用は、共同研究契約において別段の定めを設けるときを除き、外部機関等が負担しなければならない。

(共同研究報告書の作成)

第 15 条 研究代表者及び外部機関等の研究者は、協力して、共同研究の実施において得られた研究成果について、共同研究報告書（別記第 3 号様式）を作成して学長に報告するものとする。

（知的財産を受ける権利）

第 16 条 共同研究の実施に伴い研究担当者が知的財産を創作したときは、当該研究担当者は、教職員等の職務発明等に関する規程（平成 21 年京都府公立大学法人規程第 31 号）に基づき届出を行うとともに、外部機関等にその旨を通知しなければならない。

2 本学及び外部機関等は、それぞれの研究担当者が共同研究の実施に伴い知的財産を創作したときは、それぞれの規程等の定めるところにより、当該研究担当者から当該知的財産に係る権利の持分を承継するものとする。

3 本学及び外部機関等は、それぞれの研究担当者が共同研究の実施に伴い単独で又は共同して知的財産を創作した場合に当該知的財産権の出願等の手続を行おうとするときは、当該知的財産の創作に係る貢献度を協議の上確認し、貢献度に応じて当該知的財産権の持分を定め、単独で所有する場合にあっては単独で、共有する場合にあっては共同で、出願等の手続を行うものとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、本学が研究担当者から届出のあった知的財産に係る権利を承継しないときは、外部機関等にその旨を通知するものとする。この場合において、外部機関等は、当該研究担当者と当該知的財産に係る権利の出願等について協議の上、別途定めるものとする。

（知的財産権の取扱い及び出願等の費用）

第 17 条 学長は、前条第 3 項の規定により本学に単独に帰属する知的財産権及び本学と外部機関等が共有する知的財産権について、外部機関等と協議の上、次に掲げる各号のいずれかにより取り扱うことができる。

(1) 本学の持分を、外部機関等又はその指定する者に有償で譲渡すること。

(2) 外部機関等又はその指定する者に独占的に実施することを認めること。

(3) 外部機関等又はその指定する者が独占的实施等について検討する期間を設定すること。

(4) 本学単独所有の知的財産権で、前 3 号の規定を適用せず、本学自らの判断で出願等を行うとともに、出願の後に技術移転機関を通じ、又は自ら第三者への実施の許諾又は譲渡の活動を行うこと。

(5) 共有の知的財産権で本学出願後に技術移転機関を通じ、又は自ら、第三者への実施の許諾又は譲渡の活動を行うこと。

2 本学は、前項に基づき知的財産権を取り扱う場合は、外部機関等又はその指定する者と協議の上、当該知的財産権に係る出願の費用、出願後登録までの費用及び登録後の権利の維持管理に要する費用の全部又は一部を、外部機関等又はその指定する者に負担させることができる。

3 本学は、第 1 項第 2 号の規定により当該知的財産権について外部機関等又はその指定する者が独占的实施権等又は専用実施権等を希望し、これに応じるときは、当該知的財産権に係る出願を行ったときから 10 年間程度の限度を設けて、外部機関等又はその指定する者に独占的实施権等の許諾又は専用実施権等の設定を行うことができる。また、外部機関等又はその指定する者から申し出があった場合は、この期間を更新することができる。

4 本学は、前項の規定にかかわらず、外部機関等又はその指定する者が出願後一定期間内に当該知的財産を合理的な理由なく実施しないとき又は当該実施権等を許諾し、若しくは設定したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、当該実施権等の許諾又は設定を取り消し、これを第三者に許諾できるものとする。

（知的財産権の対価）

第 18 条 本学は、前条の規定により知的財産権を外部機関等又はその指定する者に譲渡し、又はその実施権を許諾し若しくは設定するときは、譲渡契約又は実施契約により対価を定めるものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 本学及び外部機関等は、共同研究契約に基づく業務上又は技術上の秘密情報及び共同研究による研究成果を、開示した者の書面による了解を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

2 研究代表者は、学部学生、大学院生、研究生その他本学と雇用関係にない者を共同研究に参加させる場合は、これらの者に対し、前項の秘密の保持を遵守するために必要な教育及び指導を行うものとする。

(研究結果の公表)

第 20 条 共同研究に関する結果は、原則として、研究代表者の名において公表するものとし、その時期及び方法等については、外部機関等と協議して定めるものとする。

(産学公連携リエゾンオフィスの専行等)

第 21 条 この規程に基づき学長が行う事項は、産学公連携リエゾンオフィスの長が専行する。ただし、学長が特に重要と認める場合は、この限りでない。

2 産学公連携リエゾンオフィスの長は、共同研究の状況について整理及び分析を行い、定期的に学長に報告するものとする。

(その他)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に契約を締結している共同研究に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に契約を締結している共同研究に係る取扱いについては、なお従前の例による。